

## 「クレーン運転業務(5t未満)特別教育」開催のご案内

労働安全衛生法第59条第3項で事業者には、特に危険又は有害な業務に労働者を就労させるときは、特別な教育を実施しなければならないことが義務付けられております。

「クレーン運転業務(5t未満)特別教育」を下記により実施いたしますので、ご案内申し上げます。

## 記

	日程	時間	会場	定員	受講料	締切日
学科	5月29日 (木)	9:00~19:30	上・中越教育センター 柏崎市大字劔 字下境井 908 	40名 (最少開催 人数10名)	会 員 13,000円 非会員 17,000円 (税込み)	5/15迄 (定員に なり次第 締切)
実技	30日 (金)	① 9:00~12:00 ② 13:00~16:00				

※ 申込者数が20名を超える場合は実技(半日)を①②の二班に分けて実施します。

※ 新潟県内の他労働基準協会会員の事業場も会員扱いとなります。

## 〈受講対象者〉

- つり上げ荷重5トン未満のクレーン運転業務(例:天井クレーン、橋形クレーン、スタッカー式クレーン、クライミングクレーン、ケーブルクレーン、その他のジブクレーン等)
- 床上で運転し、荷の移動とともに運転者も移動する方式のつり上げ荷重5トン未満のクレーン運転業務(例:ホイスト式天井クレーン、モノレールホイスト、テルハ等)

## 1. 申込方法 下記申込書に必要事項を記入の上、郵送又はFAXでお申込み下さい。

※ 申込書提出・お振込み前に、必ず電話にて定員状況を事前確認をお願いします。

※ 締切日までに最少開催人員(10名)に達しない際は、中止となる場合があります。

〈申込先〉 〒940-0029 長岡市東蔵王 2-6-26 吉沢ビル右棟 3F 長岡労働基準協会  
TEL: 0258-86-4110 FAX: 0258-86-4111

〈振込先〉 第四北越銀行 神田中央支店 普通 0155924 長岡労働基準協会 ※振込明細を添付

## 2. その他

- 講習修了者には修了証を交付いたします。
- 振込手数料は振込人様ご負担でお願いします。
- 申込者様の御都合により受講を取り止める場合は、納付された受講料は原則としてお返し出来ませんのでご了承願います。なお、受講者の変更(無料)または次回開催以降へのシフト(1回のみ、手数料1,000円)は可能です。
- 長岡労働基準協会公式ホームページにて本案内(PDF)をダウンロードできます。

<URL> <https://www.ngk-roukikyو.net>

## 「クレーン運転業務(5t未満)特別教育」受講申込書

〈5月29日・30日開催〉

↓どちらかに○

事業場名			業種			会員・非会員
事業場所在地	〒		TEL			
			FAX			
受講番号	氏名	生年月日	受講番号	氏名	生年月日	
※		S. H.	※		S. H.	
※		S. H.	※		S. H.	

注: ※印(受講番号)は記入しないで下さい。

申込日 令和7年 月 日 担当者 部署・氏名

個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報については本講習及び修了証の管理以外には使用いたしません。